

留学生の入国に関する米移民・関税執行局（ICE）の発表

7月24日、米移民・関税執行局（ICE）は、米国の大学等への留学生の入国に関する方針をICEのホームページにおいて発表しました。主な内容は以下のとおりです。

- 3月に発出されたガイダンス (<https://www.ice.gov/doclib/sevis/pdf/bcm2003-01.pdf>) は、3月9日までに米国の学校に入学していた学生に適用される
- 3月9日までに米国の学校に入学していた学生は、全授業がオンラインであっても米国に滞在できる
- 3月9日より後に新たに留学予定の学生は、留学先の学校が全授業をオンラインで行う場合、入国を認めない
- 学校側に対しては、完全オンライン受講で留学を予定している米国外の学生に対して必要書類（「I-20」）を発行しないよう求める

ICE発表の本文や関連する情報は、以下のサイトをご覧ください。

<ICE>

<https://www.ice.gov/news/releases/ice-continues-march-guidance-fall-school-term>

<https://www.ice.gov/doclib/sevis/pdf/fall2020faq.pdf>

<国務省>

<https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/sevp-online-course-guidance-for-f-and-m-students-for-fall-2020.html>

現在留学中またはこれから留学を予定されている方におかれては、引き続き情報収集に努めていただき、学校側ともよくご相談いただくようお願いいたします。

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
